

新型コロナウイルス感染症への 対応について

令和4年9月21日(水)

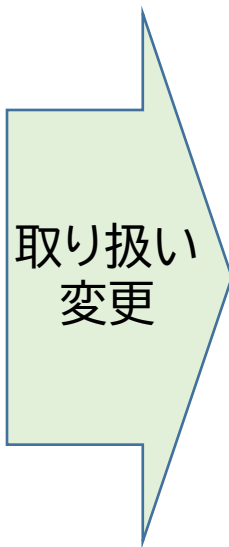
知事定例記者会見資料

I 新型コロナ発生届の取り扱い変更にあたって

発生届の取り扱い変更の内容

9月26日から、全国一律で、発生届の取り扱いが変更されます。

現在	変更後(9月26日以降)
<p>新型コロナウイルスに感染した全ての者</p>	<p>① 65歳以上の者 ② 入院を要する者 ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者 又は 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者 ④ 妊婦</p> <p>①～④以外の方は、 医師による発生届が提出されません</p>



奈良県では、「死亡者を出さない、重症化させない」ための対処をします。

4ページに留意点を、また、5ページから20ページに奈良県における具体的な措置内容をまとめています。

発生届の取り扱い変更にあたっての留意点

1. 現在の詳細な発生届の対象にならない方々のアフターケアを遺漏ないようにすること

2. 保健所、医療機関の業務負担の軽減につながるよう工夫すること

3. 新型コロナにかかる統計が意味あるように維持すること

奈良県における発生届の取り扱い変更にかかる措置

1.(1)発生届の対象にならない方々へのアフターケアのための連絡先を把握しておく

これまで保健所に届いていた情報が届かなくなり、支援を必要とされる方に、必要な支援をお届けすることができないという課題が生じます。

そこで、県では今回の変更によって、保健所に発生届が届かなくなる方についても、支援を行うために必要となる情報(氏名・年齢・性別・住所・電話番号)を、県独自で医療機関から報告していただくこととしました。

(2)保健所の業務の中で、健康状態の確認を積極的に行う

(3)医療提供や生活支援を必要とされる方を、必要な機関につなげる

新たに「新型コロナ自宅療養者フォローアップセンター」を設置し、医療機関から報告していただいた情報をもとに、健康状態の確認を行うなど、発生届の対象とならない方に対しても積極的に支援するため、県独自の健康管理・フォローアップ体制を整えることとしました。

発生届の対象とならない方は、受診した医療機関から保健所に、「氏名・年齢・性別・住所・電話番号」が報告されます。

医療機関から報告された情報により、リーフレットやパルスオキシメーターをお送りするとともに、保健所の受託事業者から電話で連絡し、健康状態の確認等を行います。

医療機関における診療

発生届の対象とならない方

〔 医師は保健所に、氏名・年齢・性別・住所・電話番号を報告 〕

「新型コロナ自宅療養者フォローアップセンター」
感染された方への積極的な支援を行う

保健所の受託事業者による電話での連絡

〔 ・健康状態の確認 ・市町村による生活支援につなげる措置
・宿泊療養施設の利用につなげる措置 〕

看護師等が対応する
電話相談

- ・リーフレットの送付
- ・パルスオキシメーターの送付
- ・往診等対応医療機関リストの送付
- ・市町村による生活支援の希望の有無を確認し、希望に応じて市町村につなぐ
- ・宿泊療養施設の利用について希望を確認し、入所調整につなぐ

発生届の対象
とならない方

対象者	電話連絡する者	電話連絡の内容	2回目以降の連絡頻度
発生届の対象とならない方	保健所の受託事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素飽和度、息苦しさ、体温などの健康状態（保健師による健康観察が必要ないかどうか） ・市町村による生活支援を希望されるかどうか ・宿泊療養施設の利用を希望されるかどうか 	<p style="text-align: center;">—</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1回目の電話連絡で「看護師等が対応する電話相談」を案内</p> </div>

発生届の対象
とならない方

【県が独自に報告を求める項目】

医療機関名 □□□□□□□□

令和○年○月○日報告

No	氏名	年齢	性別	住所	電話番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

発生届の対象となる方の令和4年9月26日以降の受診・相談の流れ

高齢の方や新型コロナの治療が必要な方など、発生届の対象となる方（3ページの①～④に該当する方）は、受診した医療機関の医師から保健所に発生届が提出されます。

発生届を受けた保健所は、入院・入所の調整を行います。

自宅等で療養される方には、リーフレットやパルスオキシメーターをお送りするとともに、保健所の保健師等が電話で連絡し、健康状態の確認等を行います。

※「発生届の対象となる方」にかかる取り扱いは、9月26日以降も変更ありません。

発生届の対象となる方の令和4年9月26日以降の受診・相談の流れ

医療機関における診療

発生届の対象となる方
〔医師は保健所に、発生届を提出〕

保健所による入院・入所の調整

入院、
宿泊療養施設
で療養

「新型コロナ自宅療養者フォローアップセンター」
感染された方への積極的な支援を行う

自宅療養

保健所の保健師及び受託事業者による電話での連絡

- ・リーフレットの送付
- ・パルスオキシメーターの送付
- ・往診等対応医療機関リストの送付
- ・市町村による生活支援の希望の有無を確認し、希望に応じて市町村につなぐ
- ・宿泊療養施設の利用について希望を確認し、入所調整につなぐ

看護師等が対応する電話相談

発生届の対象
となる方

対象者	電話連絡する者	電話連絡の内容	2回目以降の連絡頻度	
発生届の対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方 ・65歳以上70歳未満で基礎疾患等のある方 ・重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与等が必要な方 ・妊婦 	保健所の保健師	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素飽和度、息苦しさ、体温などの健康状態（入院の必要がないかどうか） ・市町村による生活支援を希望されるかどうか 	健康状態に応じて、1～2日後
発生届の対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上70歳未満で基礎疾患等のない方 	保健所の受託事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素飽和度、息苦しさ、体温などの健康状態（保健師による健康観察が必要ないかどうか） ・市町村による生活支援を希望されるかどうか 	健康状態に応じて、2～3日後

発生届の対象 となる方

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

(*)欄は、該当する番号を右欄に記入

報告年月日 2 0 年 月 日

医師の氏名													
従事する病院・診療所の名称													
上記病院・診療所の所在地(※1)													
電話番号(※1)													※1病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記入(電話番号はハイフンは含まない)

診断(検索)した者(死体)の類型(*)

1. 患者(確定例)、2. 無症状病原体保有者、3. 疑似症患者(※2)、4. 感染症死亡者の死体、5. 感染症死亡疑い者の死体

※2疑似症患者について、入院を要しないと認められる場合は、発生届の提出は不要

フリガナ											性別(*)									
当該者氏名											1. 男、2. 女、3. その他									
生年月日(西暦)					年					月			日	診断時の年齢(※3)			歳			カ月
当該者所在地(※4)	〒				-									※3 月齢は0歳児のみ記入、右詰めに記入						
当該者電話番号(※5)														※4 届出時点で当該者が居住している住所を記入						
保護者氏名(※6)																				
保護者電話番号(※5,6)														※5 電話番号は、連絡が取れる番号(携帯電話番号を推奨)、左詰めに記入(ハイフンは含まない) ※6 保護者氏名および電話番号は、患者が未成年の場合のみ記入						

診断(検索)年月日	2	0			年					月				日
診断の根拠となった検体の採取年月日(※7)	2	0			年					月				日
発病年月日(有症状の場合)	2	0			年					月				日
死亡年月日(死亡者検索の場合)	2	0			年					月				日

※7 疑似症患者の検体採取年月日は、診断(検索)年月日を記入

ワクチン接種回数(※8)		回	直近の新型コロナウイルスワクチン接種年月日	2	0			年					月				日
直近に接種した新型コロナウイルスワクチン(*) (注)下記以外のワクチン接種の場合は6. その他に記入																	
1. ファイザー、2. モデルナ、3. アストラゼネカ、4. ノババックス、5. 不明																	
6. その他																	

※8 ワクチン接種回数が0の場合は「0」と記入し、不明の場合は「不明」と記入

重症化のリスク因子となる疾病等の有無 (注)該当する番号の横に✓、下記以外のリスク因子があれば13. その他に記入

1. 慢性腫瘍、2. 慢性呼吸器疾患(COPD等)(※9)、3. 慢性腎臓病、4. 心血管疾患、5. 脳血管疾患、6. 喫煙歴、7. 高血圧、8. 糖尿病、9. 脂質異常症、10. 肥満(BMI30以上)、11. 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、12. 妊婦

1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
13. その他																							

※9 慢性閉塞性肺疾患、間質性肺疾患、肺塞栓症、肺高血圧、気管支拡張症等

届出時点の重症度(「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」による。)(*)												
1. 軽症、2. 中等症Ⅰ(呼吸不全なし)、3. 中等症Ⅱ(呼吸不全あり)、4. 重症、5. 無症状												
届出時点の入院の必要性の有無(*)												
1. 有、2. 無												
届出時点の入院の有無(*)												
1. 有、2. 無												

この届出は診断後直ちに行ってください

市販の検査キットを用いた自己検査された方の令和4年9月26日以降の流れ

市販の検査キットを用いた自己検査で陽性となられた方は、「フォローアップセンター」に支援の利用を申し出ていただくことが可能です。

市販の検査キットを用いた自己検査

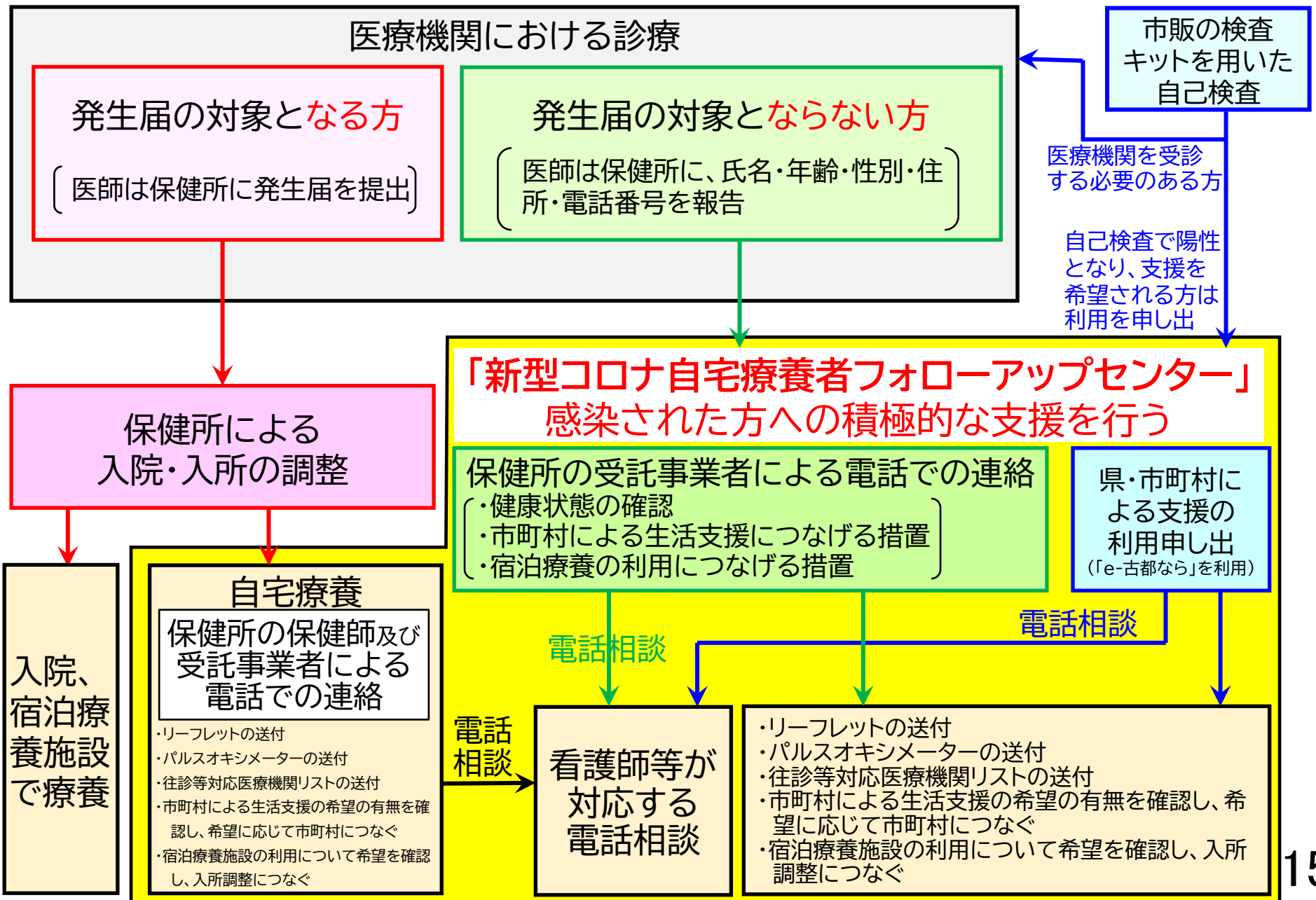
「新型コロナ自宅療養者フォローアップセンター」
感染された方への積極的な支援を行う

県・市町村による支援の利用申し出
（「e-古都なら」を利用）

看護師等が対応する
電話相談

- ・リーフレットの送付
- ・パルスオキシメーターの送付
- ・往診等対応医療機関リストの送付
- ・市町村による生活支援の希望の有無を確認し、希望に応じて市町村につなぐ
- ・宿泊療養施設の利用について希望を確認し、入所調整につなぐ

【再掲】 令和4年9月26日以降の受診・相談の流れ



【再掲】

	対象者	電話連絡する者	電話連絡の内容	2回目以降の連絡頻度
	発生届の対象とならない方	保健所の受託事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素飽和度、息苦しさ、体温などの健康状態（保健師による健康観察が必要ないかどうか） ・市町村による生活支援を希望されるかどうか ・宿泊療養施設の利用を希望されるかどうか 	<p>—</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>1回目の電話連絡で「看護師等が対応する電話相談」を案内</p> </div>
発生届の対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方 ・65歳以上70歳未満で基礎疾患等のある方 ・重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与等が必要な方 ・妊婦 	保健所の保健師	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素飽和度、息苦しさ、体温などの健康状態（入院の必要がないかどうか） ・市町村による生活支援を希望されるかどうか 	健康状態に応じて、1～2日後
	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上70歳未満で基礎疾患等のない方 	保健所の受託事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素飽和度、息苦しさ、体温などの健康状態（保健師による健康観察が必要ないかどうか） ・市町村による生活支援を希望されるかどうか 	健康状態に応じて、2～3日後

2.保健所業務の負担軽減

発生届の対象とならない方については、これまでの発生届から、県が独自に求める項目(9ページ)とし、保健所業務の負担軽減を図ります。

保健所の負担軽減を図るため、業務委託を活用し、

- ・発生届の対象とならない方 と、
- ・発生届の対象となる方のうち65歳以上70歳未満で基礎疾患等のない方には、受託事業者から電話で連絡を行います。

3.医療機関の業務負担の軽減

発生届の対象となる方が一部に限定されることで、医療機関の発生届作成(HER-SYS入力)にかかる業務負担が軽減されます。

4. 統計処理の効率化

発生届の対象とならない方については、これまでの発生届から、県が独自に求める項目(9ページ)とし、統計処理の効率化を図ります。

医療機関における診療

発生届の対象
となる方

発生届の対象
とならない方

市販の検査
キットを用いた
自己検査

医師(医療機関)が保健所に発生届を提出し、保健所は感染者ごとの個人の情報(氏名・年齢・性別・住所・電話番号・基礎疾患・症状等)を把握

医師(医療機関)は保健所に、**県が独自に報告を求める項目**(氏名・年齢・性別・住所・電話番号)を報告し、保健所において感染者ごとの個人の情報を把握

保健所において感染者の氏名・年齢・性別・住所・電話番号等を把握

【国に報告する項目】

医師(医療機関)は、日ごとの患者総数と、日ごとの患者の年代別の総数を保健所に報告

県庁(医療政策局)で、日ごとの感染者数を集計

5.統計の国への報告と県の発表内容

県は、医師の報告に基づき、

- ・日ごとの患者総数 と
 - ・日ごとの患者の年代別の総数
- を国に報告します。

発生届の対象となる方 + 発生届の対象とならない方

【国に報告する項目】

医療機関名

令和○年○月○日報告

(人)

0歳	1～4歳	5～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計

※国へは、「市販の検査キットを用いた自己検査登録者数」を含めて報告

9月27日以降、県からの報道発表内容が変更になる予定です。

- <項目>・新規感染者数
 ・年代別の総数
 ・死亡者数
 ・死亡者の概要(年代・性別・直接の死因(※))
 ・重症及び中等症の患者数(※)
 ・入院病床及び宿泊療養室等の状況

(※)は奈良県独自の項目

【9月27日以降の報道資料(案)】

○月○日	新規感染者数	死亡者数
人数(名)		
対前日(名)		
累計		

死亡者の概要	年代	性別	直接の死因
1			コロナ
2			コロナ以外

年代別の総数(名)	0歳	1～4歳	5～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	計
発生届の対象となる方 +発生届の対象とならない方														
市販キットを用いた 自己検査登録者数														
計														

○月○日	重症	中等症
人数(名)		

※入院病床及び宿泊療養室等の状況は、現在の発表内容から変更の予定はありません

Ⅱ 新型コロナ対策医療と通常医療の 両立のための工夫

現在、新型コロナ対応病床に余裕があることから、**新型コロナ対策医療と通常医療を両立**させるため、感染状況を踏まえつつ、**新型コロナ対応病院の意見も聞いたうえで**、9月21日より、**新型コロナ対応病床133床[うち重症対応病床9床]**を縮減し、**通常医療の機能を回復**させることとします。

(床)

病院名	確保病床		運用病床 (9月21日~)		A-C	
	A	うち重症 対応病床 B	C	うち重症 対応病床 D	A-C	B-D
奈良県立医科大学附属病院	80	14	29	6	51	8
奈良県総合医療センター	74	6	20	6	54	0
南奈良総合医療センター	44	2	26	1	18	1
生駒市立病院	28	—	20	—	8	—
(医)新仁会 奈良春日病院	3	—	1	—	2	—
その他の32病院	322	14	322	14	0	0
計	551	36	418	27	133	9

感染が再拡大した場合には、速やかに新型コロナ対応病床としての運用を再開します。

Ⅲ ワクチン接種の展開

オミクロン株対応ワクチンに係る接種の開始

- オミクロン株対応ワクチンは、初回接種（1・2回目接種）を完了している12歳以上の全ての方を対象に、前回の接種から少なくとも5ヶ月以上の間隔をあけて、接種が行われます。
- なお、接種に必要なワクチンは、今週から10月中旬ににかけて、合計約35万回分が県内に到着する予定です。（ファイザー社：約30万回分、モデルナ社：約5万回分）

（接種開始時期）

- ① 9月20日以降に、まずは現行の4回目接種対象者（※）であって、当該接種を未実施である方を対象に接種が開始されます。

※現行の4回目接種対象者

- ① 60歳以上の方
- ② 基礎疾患を有するなど、重症化リスクが高い方
- ③ 医療従事者及び高齢者施設等の従事者など

- ② 次に、4回目接種の一定の完了が見込まれた自治体においては、配送ワクチンの範囲内で、社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別など、その他の初回接種完了者への接種が開始されます。

- ③ 上記以外の初回接種を完了した方への接種は、10月半ばを目途に接種が開始されます。

※ なお、現在の接種間隔（5ヶ月）については、国において短縮する方向で検討され、10月下旬までに結論が出る見通しとなっており、今後、開始時期は変更される可能性があります。

オミクロン株対応ワクチンに係る市町村の準備状況

○現在、市町村では、接種並びに接種券の発送等の準備を進めています。

○オミクロン株対応ワクチンの接種開始時期（予定）

〈9/20現在〉

接種開始時期	市町村数	市町村名
9月中	13	大和郡山市、天理市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、川西町、田原本町、上牧町、広陵町、河合町、大淀町
10月上旬 (～15日)	17	奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、三宅町、高取町、王寺町、吉野町、黒滝村、下北山村、上北山村、川上村
その他 (調整中含む)	9	山添村、曾爾村、御杖村、明日香村、下市町、天川村、野迫川村、十津川村、東吉野村

オミクロン株対応ワクチンの接種に係る県の取組

○オミクロン株対応ワクチンを推進するため、県では以下の取組を行ってまいります。

1. 県広域接種会場の設置について

- ・県広域接種会場を設置して、接種の加速化を図ります。
- ・現時点で、10月下旬以降の設置を予定しています。（詳細が決まり次第、公表いたします。）

2. 市町村の集団接種会場への医師派遣について

- ・これまでと同様、医師の確保が困難な地域へ医師を派遣します。
（（参考）本年2月～8月までに、延べ186日、延べ424人の派遣を行っています。）

3. 従来株ワクチンの接種センターの開始について

- ・オミクロン株ワクチンの接種を加速するため、初回接種に対応した従来株ワクチン(モデルナ及びノババックス)については、県内4カ所に接種センターを設置します。（10月以降開始予定）

4. その他、広報等の充実

- ・オミクロン株対応ワクチンの接種を促進するため、接種の呼びかけを実施するほか、効果や安全性に関する情報発信の充実を図ります。（県民だよりの他、SNS等を活用）

IV クラスタ対策の推進

施設等でのクラスター対策として、すでに新型コロナ感染対策責任者の登録が完了

責任者には、感染対策マニュアル等の実践責任者となって、各施設で感染予防対策を励行していただいています。

県では、対策が効果的になるようさらなる支援をすすめています。

- ・医療機関(75病院) ・高齢者施設[入所(短期含む)](654施設) ・障害者(児)施設[入所](40施設)
- ・学校等(512施設) ・保育所等(243施設)

※保育所等には、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設(計11施設)を含む。

感染症専門医による、それぞれの施設の特性に合わせた「新型コロナクラスター対策 緊急セミナー」を開催し、各施設での感染対策について、情報共有の機会を設け、責任者によるクラスター対策を支援しています。

・医療機関、高齢者施設、障害者(児)施設の責任者等対象 令和4年8月6日～8月8日

・学校、保育所等の責任者対象 令和4年9月8日

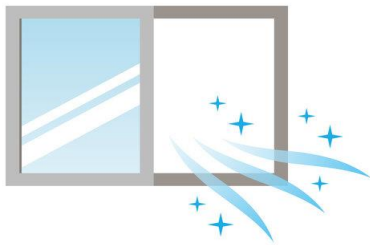
さらなるクラスター対策に取り組んでいます

さらに、「換気の実施」など、感染の持込と広がりを防ぐ方策を徹底していただくため、特に規模の大きい施設において、業務グループ単位等でクラスター対策業務に従事されている現場のリーダー職の方等を個別責任者に選定していただき、個別責任者には感染対策のポイントをまとめたチェックリストを日頃から活用していただく等、対策の強化をお願いしています。

今後も、施設等におけるクラスター対策への支援を継続していきます。

<個別責任者>

- ・医療機関 … 各診療科の看護師長(職員及び患者50～70名程度を所管)等
- ・高齢者施設、障害者(児)施設 … ユニットリーダー
(共同生活単位である10室程度を所管)、
または、フロアリーダー 等



<感染対策チェックリストの作成状況>

- ・医療機関対象 … 令和4年5月作成。現在、各施設にて活用。
- ・高齢者施設、障害者(児)施設対象 … 令和4年9月13日作成。現在、各施設にて活用。

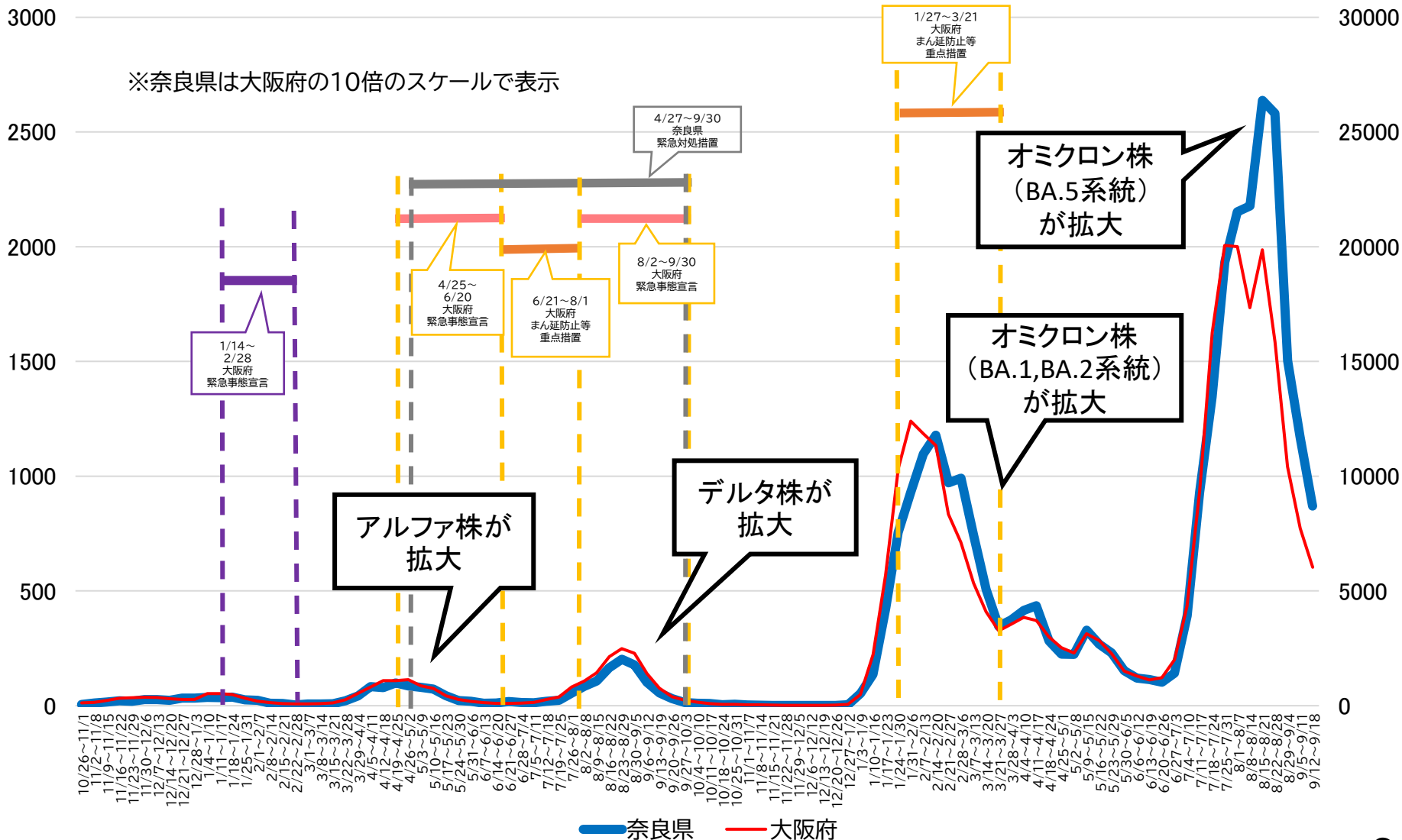
<参考資料>

大阪府と奈良県の新規感染者数の推移(発表週別の1日平均)
令和2年10月26日～令和4年9月18日

奈良県

大阪府

※奈良県は大阪府の10倍のスケールで表示



※大阪府の感染者数は大阪府公表資料をもとに奈良県で算出

日別新規感染者数(奈良、滋賀、大阪)

	月	火	水	木	金	土	日	週計
	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/8~8/14
奈良県	2,369	2,053	2,383	2,254	1,976	2,467	1,743	15,245
滋賀県	2,025	2,185	2,578	2,912	2,069	2,667	2,165	16,601
大阪府	8,160	25,286	23,723	22,050	10,031	17,552	14,535	121,337
	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/15~8/21
奈良県	2,236	2,078	2,328	2,410	3,262	3,086	3,063	18,463
滋賀県	1,828	1,708	2,148	2,343	3,281	2,872	2,513	16,693
大阪府	9,541	18,820	22,813	24,320	22,784	23,088	17,670	139,036
	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/22~8/28
奈良県	2,865	2,174	2,595	2,857	3,107	2,415	2,057	18,070
滋賀県	2,091	2,664	3,019	2,528	2,743	2,475	1,961	17,481
大阪府	7,892	22,924	20,803	17,182	15,498	14,993	11,605	110,897
	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	8/29~9/4
奈良県	1,641	854	2,093	1,719	1,608	1,240	1,370	10,525
滋賀県	1,427	2,024	2,033	1,911	1,735	1,559	1,056	11,745
大阪府	5,290	16,362	13,675	11,095	9,537	9,384	7,579	72,922
	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/5~9/11
奈良県	1,062	707	1,772	1,421	1,114	1,100	1,016	8,192
滋賀県	858	1,860	1,770	1,462	1,403	1,378	796	9,527
大阪府	3,558	12,093	9,598	8,291	7,285	7,434	5,774	54,033
	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18	9/12~9/18
奈良県	940	531	1,456	965	797	700	697	6,086
滋賀県	922	1,419	1,290	934	1,296	959	900	7,720
大阪府	2,634	9,615	7,717	6,498	5,690	5,781	4,286	42,221
	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/19~9/25
奈良県	782	277						1,059
滋賀県	522	567						1,089
大阪府	2,328	2,127						4,455

	8/8~9/20 計	比率※
奈良県	77,640	-
滋賀県	80,856	1.04
大阪府	544,901	7.02

※奈良県を1とした場合の比率